

## 船員職業安定法施行令案要綱

第一 船員派遣事業の許可の欠格事由となる法律違反に係る労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものとして、労働基準法第一百七条（強制労働の禁止違反）等の規定を定めることとする。 （第一条 関係）

第二 船員派遣事業に係る特例として船員法等の法令の規定を適用する場合における技術的読替えを定めることとする。 （第二条から第五条まで関係）

## 第三 施行期日

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行することとする。 （附則関係）